

「利用定員」と第二期子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との比較

	令和2年9月	利用定員の増減				令和3年（4月時点）		
		①特定教育・保育施設	②地域型保育事業		③その他	利用定員実績 実績 (A)	第二期子ども・子育て支援事業計画における確保方策 (B)	(A) - (B)
	認可保育所・こども園 【9箇所】 (開設・認定こども園化等)	小規模保育施設 【3箇所】 (開設)	家庭的保育施設 (※1) 【1箇所】 (廃止)	私立幼稚園 (※2) 【1箇所】 (開設)				
1号認定	2,070	71	0	0	240	2,381	2,382	▲ 1
2号認定	2,446	288	0	0	0	2,734	2,726	8
3号認定	1,770	181	57	▲ 4	0	2,004	1,991	13
合計	6,286	540	57	▲ 4	240	7,119	7,099	20

①特定教育・保育施設：市町村長が教育・保育施設の設置者の申請によって確認した認定こども園・幼稚園・保育園

②地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業のこと

(※1) 家庭的保育施設1施設は令和3年1月31日で廃止。子ども・子育て会議の意見の聴取対象外であるが、利用定員実績に含まれる。

(※2) 開設予定の私立幼稚園は、施設型給付を受けずに運営する予定であるため、子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」や「確認」手続きの対象外であるが、第二期草津市子ども・子育て支援事業計画上の確保方策・利用定員実績には含まれる。